

平成17年 7月29日

長崎県情報公開審査会答申（第37号）の概要について

長崎県情報公開審査会（会長 生野 正剛）は、長崎県情報公開条例（以下「条例」という。）第19条の規定による諮問に対し、平成17年 7月29日、下記のとおり答申したので、お知らせします。

記

1. 件名等

「平成16年 月 日、 警察署管内で発生した の死亡事案に関する書類でその捜査経過が分かるもの」の不開示決定（存否応答拒否）に対する不服申立て

実施機関：警察本部長 （担当課 刑事部捜査第一課）

2. 答申の内容

（1）結論

警察本部長が、「平成16年 月 日、 警察署管内で発生した の死亡事案に関する書類でその捜査経過が分かるもの」を内容とする開示請求について、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した本件不開示決定は、妥当である。

（2）主な内容及び判断理由について

開示請求に係る公文書について

本件開示請求に係る公文書は、変死事案が発生した場合に作成される文書であり、通常は変死体発見（事故発生）即報書（以下「即報書」という。）及び必要に応じて作成される補足的文書であると認められる。

当審査会では、即報書の様式を確認したところ、それには、変死者の氏名や住所、変死したときの状況等の個人に関する情報や捜査に関する情報が含まれていることが認められる。

存否応答拒否について

即報書には、特定の個人の変死に関する情報が含まれていることから、特定の個人についての即報書が存在しているか否かは、特定の個人の死亡が実施機関において変死として扱われたか否かという情報であり、条例第7条第1号本文の特定の個人を識別することができる情報に該当すると認められる。

また、特定の個人についての即報書が存在しているか否かに関する情報は、法令等の規定や慣行により公にされている情報、人の生命、財産等を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報などにはあらず、条例第7条第1号ただし書に該当しないことも認められる。

したがって、特定の個人についての即報書が存在しているか否かを答えることは、条例第7条第1号の不開示情報を開示することと同じことになるので、実施機関が、条例第10条の規定を根拠として、公文書の存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否したことは妥当である。

さらに、即報書の様式を見ると、その内容は、通常、公にはされたくないものであり、公にすることで当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

3. 経過等

(1) 開示請求年月日

平成16年10月28日

(2) 開示請求に対する決定

決定年月日

平成16年11月4日

決定内容

不開示決定（存否応答拒否）

決定理由

ア 本件開示請求に係る公文書は、特定個人の死亡事案に関するものであり、当該公文書が存在しているか否かを答えるだけで、請求に係る特定個人の死亡事案があったかどうかという事実が明らかになり、条例第7条第1号に規定する不開示情報を開示することになるため、当該公文書の存否を明らかにすることはできない。

イ 仮に、開示請求に係る公文書が存在するとしても、その内容は、個人の氏名、住所等の個人情報記録されており、条例第7条第1号に規定された不開示情報に該当する。

(3) 不服申立て

申立て年月日

平成16年12月22日

申立ての内容

不開示決定（存否応答拒否）を取り消し、開示請求に係る全書類を開示することを求める。

(4) 諮問書受理年月日

平成17年1月7日

(5) 答申年月日

平成 1 7 年 7 月 2 9 日

参考資料

長崎県情報公開条例の抜粋

第 7 条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

(1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和 2 2 年法律第 1 2 0 号）第 2 条第 1 項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成 1 1 年法律第 1 0 3 号）第 2 条第 2 項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 1 3 年法律第 1 4 0 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(2) ~ (6) 略

第 1 0 条 開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。